【消費生活の窓口から】
【新手の詐欺】「○○ペイで返金します」にご注意を！

～ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口～

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらうはずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という新手の詐欺に関する相談が全国的に寄せられています。**「○○ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！**

詐欺の手口

1. ネットショッピングで購入した商品が届かない。
2. メールや電話でショップから返金の連絡がある。
   - 商品が準備できないので返金します。
3. LINE でやり取り。
   - ○○ペイで返金します。
     送った○○ペイのリンクをタップしてください。
4. リンクをタップすると○○ペイの画面が開き、言われるがままに操作する。
5. 返金してもらうはずが送金してしまった。

【アドバイス】

◆ネットショッピングの代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金を決済アプリで行うのは極めて不自然です。「○○ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、警察相談専用電話（＃９１１０）や消費生活相談窓口、消費者ホットライン１８８（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「【新手の詐欺】「○○ペイで返金します」に注意！－ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口－」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先
中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎６６２－２５９３